

誓 約 書

小型船舶係留施設（ボートパーク）の使用許可を受けた際には、関係法令及び小型船舶係留施設管理運営要綱を遵守するとともに、次の事項を遵守することを誓約します。

- (1) 許可を受けた船舶の係留に伴って、当該船舶が損傷したとき、若しくは、第三者に損害を及ぼしたときは、兵庫県には何ら請求しません。

- (2) 小型船舶係留施設（ボートパーク）を損傷したときは、直ちに兵庫県淡路県民局長に連絡するとともに、自らの費用で指示どおり復旧します。

令和 年 月 日

兵庫県淡路県民局長 様

住所 _____

氏名 _____